「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&Aの更新について

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)の改正(平成 29 年 5 月 30 日全面施行)に伴い、下記のとおり、Q&A を更新しました。

なお、更新箇所は、赤字(追加した部分には下線・削除した部分には取消線)で示しています。また、更新理由を併せて記述しています。

記

Q12-6 漏えい等事案について個人情報保護委員会等に報告する際の様式はありますか。

A12-6 参考となる報告書の様式を、個人情報保護委員会のホームページ<u>において公表</u> <u>していますに掲載する予定です</u>ので、そちらをご利用ください。なお、様式に規定された 事項が全て含まれるものであれば、異なる様式による報告も可能です。

(平成 29 年 5 月更新)

## (更新理由)

<u>報告書の様式について、当委員会のホームページで公表することとなったため、回答を更新しました。</u>

Q12-7 「法第 44 条第 1 項に基づき法第 40 条第 1 項に規定する個人情報保護委員会の権限(報告徴収及び立入検査)が事業所管大臣に委任されている分野」とは、どの分野ですか。また、報告先はどこになりますか。

A12-7 法第 44 条第 1 項に基づき法第 40 条第 1 項に規定する個人情報保護委員会の権限(報告徴収及び立入検査)が事業所管大臣に委任されている分野及びその報告先については、今後関係行政機関と調整の上で考え方を定め、個人情報保護委員会のホームページにおいて公表していますので、そちらをご参照ください。今の掲載等の方法により公表する予定です。

(平成 29 年 5 月更新)

## (更新理由)

法第 44 条第 1 項に基づき法第 40 条第 1 項に規定する当委員会の権限が事業所管大臣に 委任されている分野及びその報告先について、当委員会のホームページで公表することと なったため、回答を更新しました。

以上